

オンライン配信イベント
「デジタル法案、それ、どうなん？」
～あなたは自分のプライバシーがどう利用されるか知っていますか～

レジュメ 目次

三宅弘弁護士レジュメ	1
吉中丈志医師レジュメ	21

2021年5月29日（土）
京都弁護士会

2021年5月29日

「デジタル監視法案、それ、どうなん」 基調報告 ― 個人情報保護の観点から

弁護士・獨協大学特任教授・京都大学博士（法学）

三 宅 弘

1

1 法制定当初から警察情報は特別扱い

2001年当時総務省・行政機関等個人情報保護法制研究会委員や2011年当時マイナンバー導入の際の内閣府・個人情報保護検討チーム委員等を務めた。その立場をふまえても、**デジタル情報が共通仕様で集中管理される**ことを前提として、この法案を**デジタル監視法案**とも呼び、個人の**プライバシー、個人情報の保護**、さらには**国民の知る権利・表現の自由の保障**についても、極めて危険なものであることを指摘したい。

2

個人情報の電子計算機処理の拡大に伴い、個人のプライバシーの侵害のおそれやこれに対する国民の不安感の存在など種々の問題が指摘されて、1970年代から、諸外国においても個人情報保護が法制化され、1980年にはこの問題に関するOECD理事会報告も出されていた。1988年、日本も、**政府内の大型コンピュータ処理情報を対象**とする「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（以下「1988年法」という。）が制定された。当時は、立法過程でパブリック・コメントに付することもなく、「我が国は、諸外国に対しても大きな顔ができることになった」という評価が政府の公的見解であった。

3

しかし、「**犯罪の予防に関する事務**」等については、**個人情報ファイル等に掲載しないことができ**（1988年法7条3項1号）、個人情報ファイルの公示をしないものとされた（同法8条2項2号）。また、「**相当の理由**」や「**特別の理由**」があれば、本人の同意を得なくても、「**処理情報の利用及び提供**」ができるものとされた（同9条2項2号、3号及び4号）。「**相当な理由**」は、社会通念上、客観的にみて合理的な理由のあるとき、「**特別な理由**」は、提供される情報の内容、受領者の使用目的などを個々の事案ごとに勘案して判断する」と解説された。

4

- 1945年 ポツダム宣言受諾により、治安維持法、国防保安法、軍機保護法を廃止
- 1988年 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の成立
- 1999年 行政機関情報公開法の成立（5月）、公文書館法の成立
- 2003年 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法の成立
- 2009年 インカメラ審理を判断した最決平成21年1月15日、公文書管理法成立
- 2011年 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」提出（4月）（2012年11月衆議院解散による廃案）

5

- 2013年 特定秘密保護法成立（12月）－ 共謀の処罰規定ある
- 2015年 10法案の一括改正をたばねた安全保障関連法の成立（9月）
- 2016年 改正通信傍受法成立（5月）－ 通信管理者等の立会いが不可欠ではない
- 2017年 森友公文書廃棄問題発覚（2月）、南スーダンPKO日報不存問題発覚（2月）、行政文書管理ガイドライン改正（2月）
- 2018年 森友公文書改ざん問題発覚（3月）－ 朝日新聞スクープ
- 2018年 公文書管理委員会が政府情報のデジタル化を提言（7月）
- 2019年 「桜を見る会」招待者名簿の廃棄問題発覚（5月）－ バックアップデータを「行政文書」とは解さない違法解釈
- 2021年 デジタル監視法案成立（5月）、自衛隊基地や原発など安全保障上重要な施設周辺の土地利用を規定する重要土地等調査規制法案の審議入り（5月）

（三宅弘『知る権利と情報公開の憲法政策論 ― 日本の情報公開法制における知る権利の生成・展開と課題』（日本評論社、2021年）より）

6

これら法的枠組と運用は、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」（以下「2003年行個法」という。）の制定過程においても議論はされたが、結局は踏襲された。行政機関の長は、「相当な理由」や「特別の理由」があれば、本人の同意を得なくても「自ら利用し、又は提供することができる」（同法8条2項2号、3号及び4号）。また、犯罪の捜査等のために作成又は取得する個人情報ファイルは、総務大臣への事前通知から除外され（同10条2項2号）、公表もしなくてよい（同11条2項1号）。

7

2003年行個法8条、10条及び11条は、今般のデジタル監視法においては、個人情報保護法69条（利用及び提供の制限）、74条（個人情報ファイル保有等に関する事前通知）、75条（個人情報ファイル等の作成及び公表）へと同じ規定でもって移され、同ファイルの事前通知先が総務大臣から個人情報保護委員会に変更される。しかし、個人情報保護の規制は犯罪の捜査等を理由とする警察情報の除外という点で、1988年法制定時から一貫しているのである。

以下では、デジタル監視法を個人情報保護から3点批判し提言する。

8

2 法目的に自己情報コントロール権の明記を

第1は、法の目的において、国民の知る権利と政府の説明責任を定めた情報公開法との関係は不明確であり、個人のプライバシー・個人情報保護についても、法の目的には記載していないことである。「国民の幸福な生活」を強調するあまり、「**幸福な監視国家**」の実現をもたらすものとして危惧される）。憲法13条の幸福追求権にも読み込まれたプライバシー権の積極的側面としての**自己情報コントロール権を法の目的として積極的に明記すべきである。**

※立憲民主党修正案「個人に関する情報の取扱いについて自ら決定する権利」は否決。

9

3 デジタル庁によるデジタル独占体制の危険

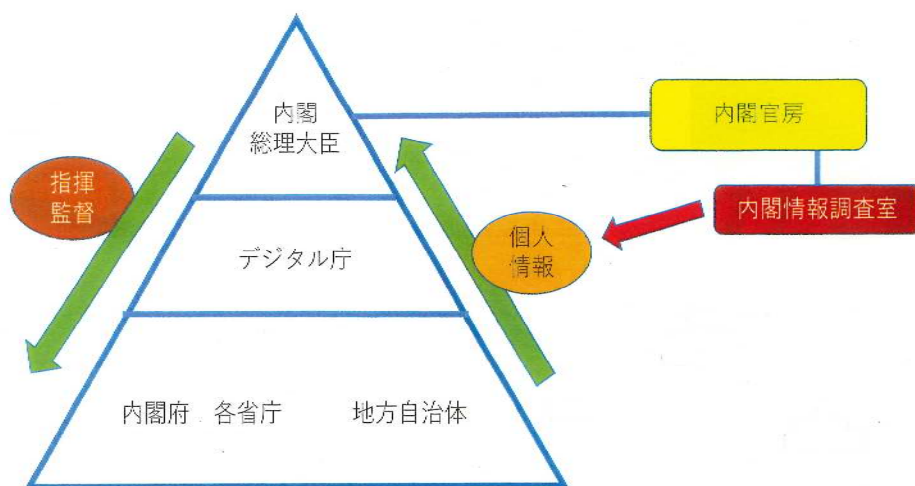
第2に、デジタル庁設置法案では、従前の政府、独立行政法人等及び地方自治体によるデータの分散管理を抜本的に改め、**内閣総理大臣の下に、個人情報を含むすべてのデジタル情報を集中管理する。「内閣にデジタル庁を置く」**（法36条）ことにより、デジタル庁は、内閣官房と横並びで、内閣総理大臣を助ける機関であると同時に、総理が主任大臣として長を務める異例の行政機関となる（同7条）。総理の下にデジタル大臣が置かれ、他のすべての行政機関に対する勧告権限を持つ（同8条）。

10

憲法・国家行政組織法等に基づく各府省庁の分担管理体制を超えて、**デジタル情報についてはすべてをデジタル庁に集中管理させるデジタル独占体制を作ることが真の狙い**である。内閣総理大臣が統括するデジタル情報は情報公開法に基づく請求においても、秘密保護法によって秘密指定されて公開されることはない。他方ですべての個人情報情報は内閣総理大臣の下へ集中管理される。内閣情報調査室は、内閣総理大臣の下にある。これでは、デジタル改革に名を借りた国家統治の独裁化になりはしないか。

※これまでも内閣情報調査室が、前川喜平・元文科事務次官や望月衣塑子記者らの行動を監視したことが明らかになっている。

11



(大住広太郎議員作成)

12

しかも、LINE（ライン）が中国のシステム開発委託会社の技術者によって利用者の個人情報にアクセスできる状態にあり、また韓国で情報が保管されていたことが報道されているが）、集中管理であるがゆえに、一旦、個人情報が漏洩するとその影響は計り知れない。

※2020年個人情報保護法改正では、移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名簿や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を義務付けた（個人情報保護法24条2項）。

13

基本法10条には、個人及び法人の権利利益の保護が規定されているが、これでは不十分である。この点は、既に、自衛隊情報保全事件についての仙台地判平成24年3月26日判時214号99頁、仙台高判平成28年2月2日判時2293号18頁で、「**自己の個人情報を正当な目的や必要性によらずに収集あるいは保存されないという**」法的保護に値する利益が形成途上にあることを認め、その実定法上の根拠として、行政機関個人情報保護法が「斟酌されるべき」ものとされている。

※現政権は、憲法上の権利の具体化、人権具体化法による憲法政策には積極的ではない

14

4 議論が尽くされない関係法律の整備

第3に、関係法律の整備に関する法律（以下、「整備法案」という。）では、改正法で63本を束ねた法の領域は広く、国民に理解されるには相当の時間をかけた議論が必要であると考えるが、十分な審議は尽くされてはいない。

とりわけ、**個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定し、マイナンバーカードの発行・運営体制を抜本的に強化する**としている。しかし、これら法律の統合だけでは、行政機関による個人情報の収集、管理、利用についての個人のプライバシー・個人情報保護は十分ではない。

15

その①として、現行の行政機関個人情報保護法は、保護の対象となる個人情報の定義として「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む」としている。ところが整備法50条においては、現行の民間部門を対象とする個人情報保護法2条の個人情報の定義によるものとして、**「他の情報と容易に照合することができ」**という容易性の要件が入っている。容易性を要件とすることにより容易に照合できないとして、**この散在する個人情報を本人情報開示請求の対象外とするのであれば、政府による本人情報非開示の情報隠しといわれかねない。**

その②として、現行行政機関個人情報保護法8条の利用及び提供の制限の規定が法69条として、そのまま維持されている。しかし、**デジタル化の時代**に、この規定が定める、**「相当の理由」**及び**「特別の理由」**が濫用されて個人情報、特に**センシティブ情報（機微な情報）**がみだりに集積されることの危険を否定できない。

16

そもそも行政機関個人情報保護法制定時には、法制定を提言した総務大臣政務官主宰「行政機関等個人情報保護法制研究会」（座長：茂串俊元内閣法制局長官。以下「行個法制研究会」という。）は、2001年10月19日「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について―電子政府の個人情報保護」と題する報告書」をとりまとめていた。センシティブ情報については、「引き続き、国民等の意見及び要望を踏まえつつ、**個別分野ごとの専門的な検討を行うことを期待する**」として、今後の課題とされていた）。衆議院個人情報の保護に関する委員会と参議院個人情報の保護に関する委員会も「特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報保護するための**個別法を早急に検討すること**」という同様の付帯決議をしていたのである。

17

ところが、このデジタル監視法は、個別分野ごとの個人情報保護の専門的な検討などされたものとはいえず、個人情報保護については不十分であり、**広く国民が保有するデジタル情報を政府が一元管理することによる監視社会化のリスク**を回避することのできないものといわざるをえない。

その③として、行政機関による濫用事例をチェックするための**行政機関等の監視についての改正条文も、指導・助言及び勧告にとどまる**ものであって（改正個人情報保護法153～156条）、実効的とはいえない。

この点は、民間部門に対しては、立ち入らせ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる」（改正個人情報保護法143条）と規定されているのとは異なり、**調査権限が貧弱である**。

※番号法では、個人情報保護委員会は、（マイナンバーにかかる）特定個人情報を取り扱う者その他の関係者（会計検査院以外の国の行政機関、独立行政法人等、地方自治体、地方独立行政法人を含む）に対し、報告及び立入検査（35条）、勧告及び命令（34条）をすることができる。―この権限を活用すべき

18

この点、先進諸国をみるに、ドイツではデータ保護監察官（データ保護コミッショナー）は立入検査をして、2年に1回、データベースをチェックし、不正があれば削除を要求するなど強い権限を有している）。個人情報データベースの立入検査などによって行政機関を規制の対象とすることが当然の前提となっているのである（日弁連第60回人権大会シンポジウム第2分科会基調報告書「情報は誰のもの？～監視社会と情報公開を考える～」（日弁連HP）409、413頁）。公権力により監視対象とされる個人の私的情報は必要最小限度とし、公権力が私的情報を収集、検索、分析、利用するための法的権限と行使方法等を定めた法制度を構築すべき。

この点、このデジタル監視法では、個人情報の保護について個人情報保護委員会に行政機関等の全体の監督を委ねているところ、その権限に関しては、不適切な個人情報の取扱いについて勧告はできるものの、警察を含む政府機関に対しては命令を発することはできず、これを認める民間部門に対するものと比べて不十分なものとなっているのである。

19

5 個人情報保護条例の制定性の侵害の危険

整備法案50条及び51条関係によれば、デジタル担当大臣において「リセットする」と曖昧に答弁されたが、地方公共団体の個人情報保護も含めルール的一本化が原則とされ、条例を定めた際には届け出なければならない体制へとドラスティックに変化する。これは憲法が定める条例制定権に対する大きな制約ともなりかねない重大な制度変更である。

※地方公共団体が収集する情報は、医療、教育、福祉、所得に関する税等のデリケートな情報が多く含まれ、情報の利活用に対する住民の不安はより大きい上、これらの情報は営利目的に利用されることは想定されておらず、非識別加工をする必要性はない。個人情報保護制度が国の定める基準で統一化されれば、非識別加工についての技術的な能力を有していない大多数の地方自治体にとって大きな負担となる。

20

6 デジタル監視社会・デジタル国家独占体制に抗う

様々なデータが分野横断的かつ地域横断的に収集・利用される趨勢にあることは避けられないとしても、このような広汎かつ重大な制度変更は、**地方自治の在り方を含め、現在及び将来の国民生活に大きな影響を及ぼす。**

※自治体行政の外部委託が進んだ今日においては、集約された個人情報をも民間業者が取り扱う機会も増えており、外部流出の危険性は高まっている。さらに**システムを統一化することで、外部からの攻撃を受けた際に被る被害は甚大なものとなり得る。**個人情報保護法改正の影響範囲等は、衆参両議院の審議によってもなお、未知数であり、今後十分注視していく必要がある（「個人情報保護条例の見直しによる非識別加工情報の性急な導入に反対する意見書」（2017年8月14日）参照）。

21

7 各問題点が存することから、デジタル監視法については、プライバシー影響評価（個人情報保護法61条5号・個人情報保護委員会による特定個人情報保護評価参照）を実施するまで制定されるべきではないのである。

プライバシー・個人情報の保護を後退させてはならず、**仕組みを強化し透明性の確保と情報公開を促進しつつ、地域の多様性や実情にも十分に配慮して地方自治の本旨に則った制度設計とする必要がある。**かかる観点より、デジタル監視法について、慎重かつ十分な国会審議が尽くされ、必要な修正がなされることが求められた。

22

そうでない限り、個人情報が入閣総理大臣やその直轄下にある入閣情報調査室に集積されて、本人自身の知らないうちに、**自己情報をプロファイリングされて監視されるのではない**かという危険を感じてしまうと考える。

エドワード・スノーデン元CIA職員が既に明らかにしているが、**メールなどに使用されるXKeyscore（エックス・キースコア）を日本側に供与されている**。私たちは、XKeyscoreが、世界中のほぼすべてのインターネット上の通信情報を収集できることを知っている。— 国会では、防衛政務官により「一般国民には使用されていない」と答弁されたが。

23

そうでなくても、**刑事訴訟法197条の捜査照会手続によって、本人の同意なくして個人情報を任意に集めることができる。指紋データベース、DNAデータベース、顔認証データベースなど、警察法2条の公共の安全と秩序の維持という抽象的な根拠だけに基づいて収集、管理される**）。廃棄の基準も法律に基づくものではない。

24

2017年に日弁連の調査でドイツ連邦憲法裁判所に行った際に、マーシング裁判官から「日本はなんて野蛮な国」と言われた点である）。行政機関個人情報保護法10条2項では犯罪の捜査、租税に関する犯則事件の調査等の個人情報ファイルの存在を警察は総務大臣に事前通知することの例外扱いとされており、デジタル監視法ではこの点の改正もなされていない。

25

私は、特定秘密保護法に対する国会の情報監視審査会のようなチェック機関が少なくとも必要であると考えている。

26

ドイツでは、1968年に制定された**基本法10条に関する法律に基づき基本法第10条審査会**（G10-Kommission）が設置され、通信の秘密に制限を加える措置（信書・郵便の開封や通信の傍受等）の妥当性について判断を下す。その任務を遂行することができるよう、審査会の委員には、情報機関のすべての資料を閲覧する権限及び情報機関に立ち入る権限が与えられている¹³⁾。日本では、国会の情報監視審査会の権限を拡張することで同様の働きを求めるべきではないかと考える。

27

8 デジタル監視法の民主的統制のための再改正を

2020年9月30日に「デジタル庁」をつくるための準備室が発足した際に、デジタル庁の位置付けは①復興庁のような内閣直轄②内閣官房③内閣府④内閣官房に司令塔部分、内閣府にシステム構築部分を並立、の4案を検討している」と報道された）。この時点では、デジタル独占体制ができることは、全く伝達されていなかった。その全貌は、デジタル庁設置法案の国会提出まで不明であった。

28

同じく前記のとおり、2001年の行個法制研究会では、センシティブ情報の保護を今後の課題としていたが、今回の法改正にあたり、「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」（議長：内閣官房副長官補（内政担当））の議長決定に基づき、同タスクフォースに対して有識者としての立場から提案を行うための「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」（座長：高橋滋法政大学教授）が設けられたが、同有識者検討会からの提案内容（最終報告案）は、2001年行個法制研究会報告書で摘示したセンシティブ情報の取扱いについての今後の課題について看過していた。

29

この看過した課題こそが、前記「相当の理由」及び「特別の理由」による個人情報の利用及び提供であり、共通仕様のデジタル情報として一元管理する危険を高めている問題点の一つなのである。有識者としての専門学問領域を超えて、広く憲法政策学的視野に立ち、「相当の理由」及び「特別の理由」のさらなる限定や現行行政機関個人情報保護法10条2項による犯罪の捜査等の個人情報ファイルの事前公表の例外措置を撤廃すること等、さらには個人情報保護委員会の行政機関に対する命令権限の付与にまで立ち入るべきではなかったか。

30

デジタル監視社会化とデジタル国家独占体制化を防ぐとの視点も欠いたままで、首相の肝入りで拙速に提案されたデジタル監視法については、衆議院内閣委員会においても、「行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用または第三者への提供については、その要件である『相当の理由』及び『特別の理由』の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること」や「個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実施調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること」等、整備法についてだけでも14項目に及ぶ附帯決議がなされた。

31

しかし、このような決議内容は、本来ならば行政機関個人情報保護法の改正としてなされるべき課題なのである。

いわゆるマイナンバー法34条は、個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告し（1項）、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わなかったときには、勧告に係る措置をとるべき命令を発することができる（2項及び3項）、との権限を規定している。これをマイナンバーにかかる特定個人情報にとどめず、公的機関が取り扱う個人情報全般に及ぼすべきではなかったか。

また、同法35条は、マイナンバーにかかる特定個人情報については、立ち入り検査権を認めているのであるから、同じくこれを行政機関が取り扱う個人情報全般に及ぼすべきではなかったか。

32

9 超監視社会におけるプライバシー権保障の充実

日弁連では、2017年10月の人権擁護大会決議「個人が尊重される民主主義社会の実現のため、プライバシー権及び知る権利の保障の充実と情報公開の促進を求める決議」をした。そこでは、日本においても、インターネット、監視カメラ、GPS装置など、大量の情報を集積する技術が飛躍的に進歩し、マイナンバー（共通番号）制度も創設され、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「組織犯罪処罰法改正法」という。）により、いわゆる「共謀罪」が多数新設されたことで、市民に対する監視が強化されることへの懸念を指摘した。

33

人は監視されていると感じると、自らの価値観や信念に基づいて自律的に判断し、自由に行動して情報を収集し、表現することが困難になる。すなわち、プライバシー権は、個人の尊重にとって不可欠な私的領域における人格的自律を実現するとともに、表現の自由の不可欠な前提条件となっており、立憲民主主義の維持・発展にも寄与する極めて重要な人権である。

したがって、大量の情報が集積される超監視社会とも呼ぶべき現代にあって、個人が尊重されるためには、公権力により監視対象とされる個人の私的情報は必要最小限度とし、公権力が私的情報を収集、検索、分析、利用するための法的権限と行使方法等を定めた法制度を構築すべきであると提言した。

34

以上を踏まえ、当連合会は、超監視社会におけるプライバシー権保障の充実に
いて、以下の具体策を提言している

- (1) 公権力が、自ら又は民間企業を利用して、あらゆる人々のインターネット上のデータを網羅的に収集・検索する情報監視を禁止すること。
- (2) 監視カメラ映像やGPS位置情報などを取得し、それを捜査等に利用するに際して、これを適正化するため、新たな立法による法規制を行うこと。
- (3) 捜査機関による通信傍受の対象犯罪を更に拡大し、また、会話傍受を可能とする立法を行わないこと。加えて、通信傍受の適正な実施について独立した第三者機関による監督を制度化すること。
- (4) 市民監視を拡大し、市民の自由を著しく萎縮させるおそれの強い、組織犯罪処罰法改正法によって多数新設された、いわゆる「共謀罪」の規定を削除すること。
- (5) 公安警察や自衛隊情報保全隊などの情報機関の監視権限とその行使については、法律により厳格な制限を定め、個人情報保護委員会とは別個に、独立した第三者機関による監督を制度化すること。
- (6) マイナンバー制度が、あらゆる個人情報の国家による一元管理を可能とする制度となり、市民監視に利用されることのないよう、制度上・運用上の問題点を明らかにし、廃止、利用範囲の大幅な限定、同意原則の遵守、民間利用の禁止等の対応を行うこと。

35

10 個人情報保護委員会の権限と組織の強化

特に、上記8に関しては、人権大会決議に先立ち、当連合会は、2014年2月21日に、「日本版プライバシー・コミッショナーの早期創設を求める意見書」を発出し、官民で管理する個人情報全般の取扱いを監視・監督する独立した第三者機関（日本版プライバシー・コミッショナー）が速やかに創設されるべきであり、専門的な能力を備えた職員を揃えるための定員と予算が担保されるべきことを求めてきた。この本6法では、個人情報の保護については、統合された個人情報保護委員会に法的機関の全体の監督を委ねているが、その権限は、民間部門に対するものと比べても弱い。

このような強大な権限を持つデジタル庁の創設によって、プライバシー侵害が現実のものとならないようにするために、民間だけではなく、行政機関や地方自治体も一元的に管理することとなった個人情報保護委員会の組織を、少なくとも公正取引委員会並みに、常時800名程度の職員と各地方事務所を有する組織に拡大強化することが必要である。

36

権限についても抜本的に強化されなければならない。まずは犯罪捜査等について、どのような個人情報ファイルが作られているか、個人情報保護委員会に事前に通知する必要があるとする規定を改める必要がある。

衆参両議院の各内閣委員会における附帯決議によれば、相当の理由や特別の理由による個人データ共同利用については、個人情報保護委員会が行政機関を監督するとされているが、個人情報保護委員会の権限が勧告に留まるならば、適正な監督は不可能である。個人情報保護委員会による指導監督は、地方警察をも含む警察情報全般に及ぶことになる。それゆえ、特定有害活動(スパイ行為等)や共謀罪捜査の名の下に行われる個人情報の収集やプロファイリングに対しても、不正を糺す徹底した指導監督がなされるべきである。指導監督が勧告権限の行使を持ってしては不十分であることが明らかとなれば、個人情報保護法の更なる改正による個人情報保護委員会における行政機関に対する立入調査権や命令権限が認められるべきなのである。

37

個人情報保護委員会の国会に対する年次報告も、従来のものでは全く不十分である。すべての行政機関、警察、地方自治体を対象とする厳格適正な調査とその結果の詳細な報告が、国会に対してなされる必要がある。

38

デジタル改革関連法は 「日没」を誘う

公益社団法人京都保健会理事長
吉中 丈志

桐野夏生 「日没」

- 「文化文芸倫理向上委員会」なる政府機関らしき場所から届いた召喚状。出頭したエンタメ作家が連れて行かれたのは、絶対に逃げ出すことのできない「収容所」だった……。
- 作家・桐野夏生の最新作「日没」（岩波書店）は、表現の不自由の“近未来”を描く。だが世界をくまなく可視化しようとする情報網や、アンバランスな統治者や疫病の出現で加速度的变化を強いられてきた現代においては、まるでほんの数センチ先の社会を示唆するかのようだ。冒頭から静かに足元を流れる不穏は決して私たちに無縁なものではない。
- 怖い。気持ち悪い。途中で布団に入ったら悪夢をみるかもしれないとおびえ、夜更かしして読み終えた。本の内容が、政権批判する学者を権力者が堂々と排除し始めた現実社会とシンクロしてしまったからだ。

特定秘密保護法（2013年）から8年

- ・「特定秘密」は、(1)防衛、(2)外交、(3)スパイ活動防止及び(4)テロ防止という4つの分野
- ・今では「なんでも秘密」、情報隠し
- ・今後は「個人情報大型収集」を通じて産業化と国家管理

⇒Digital Transformation (DX)

既存の価値観や枠組みを根底から覆す 新しい価値を生み出す

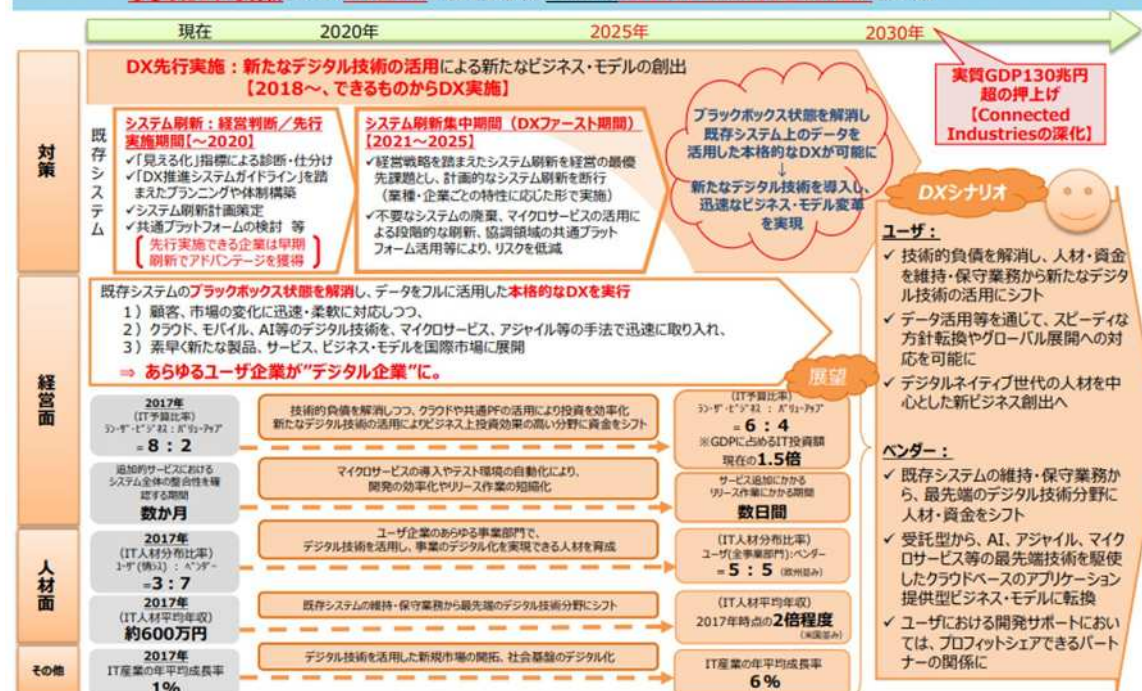
モノと人との情報化を進め均質化を招く

その先に、経済的格差、社会的格差、生物学的格差が増大する世界

⇒DX開発独裁⇒AI専制

DX実現シナリオ

【DXシナリオ】2025年までの間に、複雑化・ブラックボックス化した既存システムについて、廃棄や塩漬けにするもの等を仕分けしながら、必要なものについて刷新しつつ、DXを実現することにより、2030年実質GDP130兆円超の押し上げを実現。



デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

1

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

医療から見た問題点

- ① 個人情報保護、個人情報の自己決定権、自己情報コントロール権
- ② マイ・ナンバー 社会保障費削減 医療費削減 医療提供体制改革
- ③ 資格確認を通じた強制
- ④ 個人情報の産業化への危惧

デジタル改革関連法案の全体像

2

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が要

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
- (IT基本法との相違点)
 - ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
 - ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用 (基本理念・基本方針)
 - ・ デジタル庁の設置 (IT本部は廃止)
- ⇒ デジタル社会を形成するための基本原則 (10原則) の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能 (勸告権等) を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織 (長は内閣総理大臣)。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く
- ⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係 3 法を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委員会に一元化 (個人情報保護法改正等)
- ✓ 押印・書面手続の見直し (押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正)
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大 (マイナンバー法等改正)
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化 (郵便局事務取扱法改正)
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本 4 情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載 (公的個人認証法改正)
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知 (住民基本台帳法改正)
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化 (マイナンバー法、J-LIS法改正)
- ⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする
- ⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律案

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設
- ⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し (個人情報保護法の改正等)

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR (EU一般データ保護規則) の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等について、国・民間・地方を統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内 (地方公共団体関係は公布から2年以内)

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化 (マイナンバー法等の改正)

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日 (①のうち国家資格関係事務以外 (健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など)、公布から4年以内 (①のうち国家資格関係事務関係)、令和3年9月1日 (②))

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化 (郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正)

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
 - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本 4 情報 (氏名、生年月日、性別及び住所) の提供を可能とする。
 - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン (移動端末設備) への搭載を可能とする。
 - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日 (①)、公布から2年以内 (①以外)

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
 - ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
 - ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定委託事務化。等
- 施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し (48法律の改正)

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要するとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日 (施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。)

①個人情報保護、個人情報の自己決定権、自己情報コントロール権

個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ



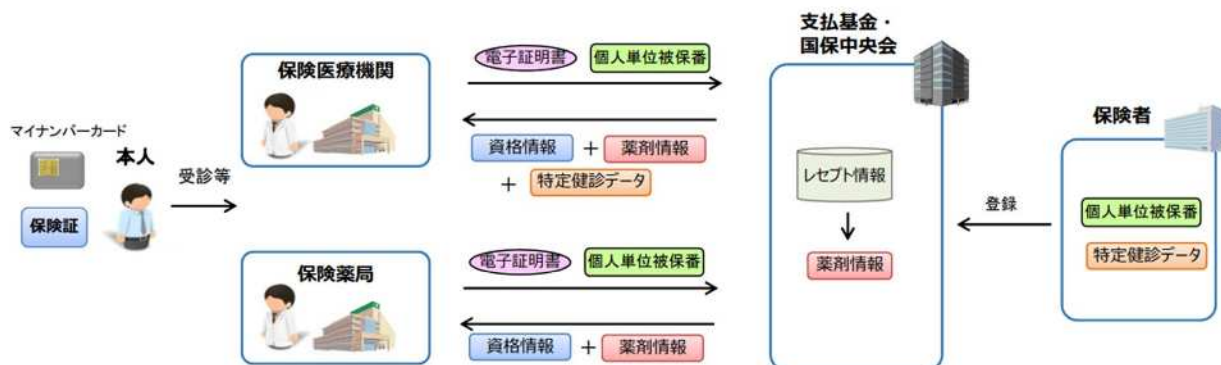
デジタル社会形成基本法

特定健診データ、薬剤情報の医療機関・薬局での照会の仕組み（イメージ）

医療保険部会-
資料2
30.5.25

- 特定健診データと薬剤情報について、本人の同意の下で、オンライン資格確認と併せて、保険医療機関・保険薬局が照会し、閲覧できるようにすることで、特定健診データの診療場面での活用や、多剤・重複投与の軽減などにつなげることができる。

※医療機関・薬局のシステム改修の規模等の精査が必要であり、導入に当たっては、関係者との十分な調整が必要。



(提供の考え方)

- 問診票の記載等の際、本人同意の下、医療機関・薬局が本人に代わって（本人から委任を受けて）薬剤情報を支払基金・国保中央会に照会し、支払基金・国保中央会は保険者の委託を受けてオンラインで薬剤情報を回答する、という考え方に基づく。
- ※ 保険者は本人からの照会への回答の事務を支払基金・国保中央会に委託。支払基金・国保中央会はレセプト情報から薬剤情報を抽出。

医療・介護データ等の連結解析について

- レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護DB）等の保健医療分野の公的データベースを連結・解析する基盤の構築に向けて、法的・技術的論点を整理するため、平成30年度に「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」で検討。
- 連結のニーズが高く、悉皆的な匿名データベースとして共通性があるNDBと介護DBの連結解析について、令和元年健康保険法等改正において関係法律を改正して規定を整備した（令和2年10月施行予定）。
 - ＜連結解析に関する新たな規定内容＞
 - ・ データの収集・利用目的に関する法の規定の整備
 - ・ 第三者提供の枠組みの制度化（利用の公益性の確保、個別審査や成果の公表、目的外利用の禁止、不適切事案への対応等）
 - ・ 利用者支援等の実施体制、利用ニーズの多様化に対応した費用負担の根拠規定の整備、匿名での連結解析の確保 等

＜医療・介護データの連結解析基盤のイメージ＞



Journal List • Wiley-Blackwell Online Open • PMID7065190

WILEY **PSYCHIATRY AND CLINICAL NEUROSCIENCES**

This Article | For Authors | Learn More | Submit

Psychiatry Clin Neurosci. 2020 Mar; 74(3): 211-217.
Published online 2020 Feb 3. doi: 10.1111/pcn.12975

PMCID: PMC7065190
PMID: 31875333

This article has been retracted.
Retraction in: Psychiatry Clin Neurosci. 2020 July 05; 74(8): 447. See also: PMC Retraction Policy

National database study on the use of long-acting antipsychotic injections and hospital readmission proportions in patients with schizophrenia in Japan

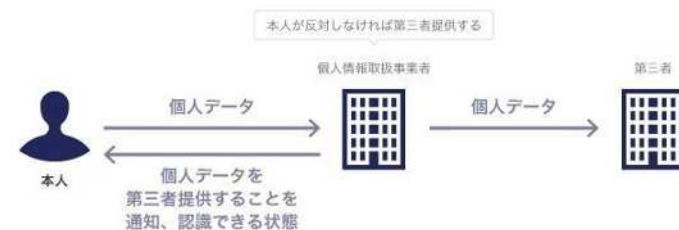
Masato Ueki, MD, PhD^{1,2}, Yuhei Kishikawa², Ryu Okubo, MD, PhD^{1,2}, and Yoshio Yamamoto, MD, PhD¹

• Author Information • Article notes • Copyright and License information • [Disclaimer](#)

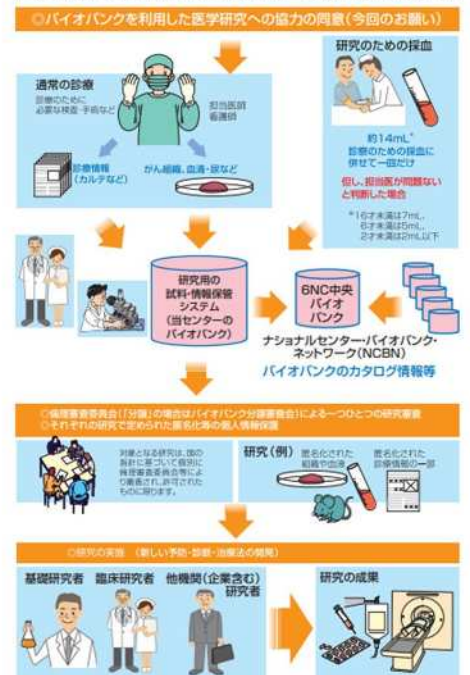
This article has been retracted. See Psychiatry Clin Neurosci. 2020 July 05; 74(8): 447.

This article has been cited by other articles in PMC.

包括同意 未来への同意？



ナショナルセンター・バイオバンク・ネットワーク (NCBN) プロジェクト

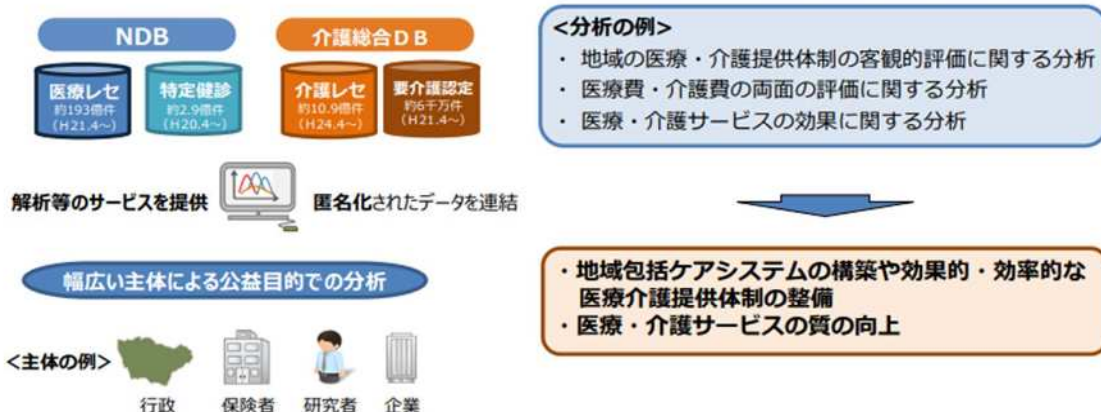


いったんこのお願いに同意された後でも、いつでも同意をキャンセル（撤回）することができます。

②マイ・ナンバー

社会保障費削減 医療費削減 医療提供体制改革

<医療・介護データの連結解析基盤のイメージ>

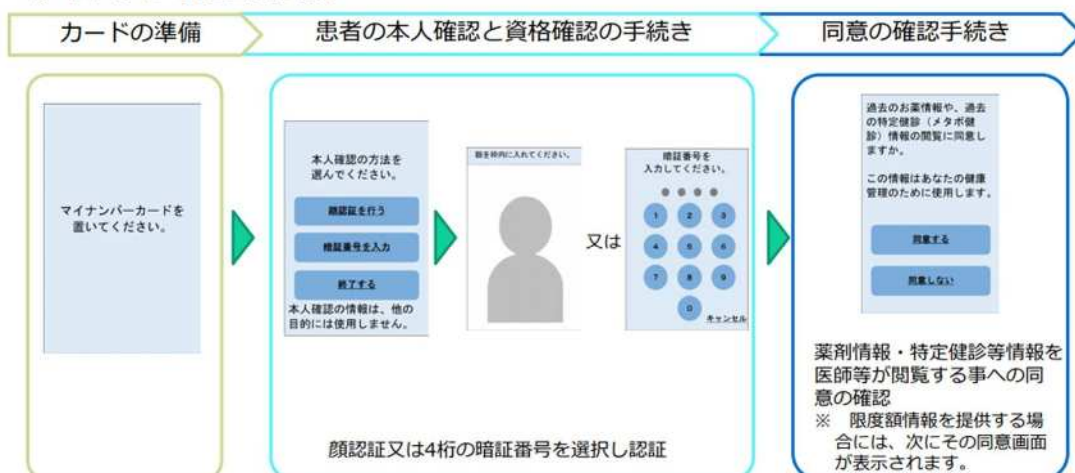


3. メリット：薬剤情報・特定健診等情報の閲覧②

顔認証付きカードリーダーを用いて「同意の取得」を行います。

顔認証付きカードリーダーを利用することで、**患者本人からの同意を毎回取得することをシステム上で担保することが可能**です。

<ディスプレイの画面遷移>



※ 汎用カードリーダーの場合は、書面で同意をとります。

9

③資格確認を通じた強制

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

15

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

15

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

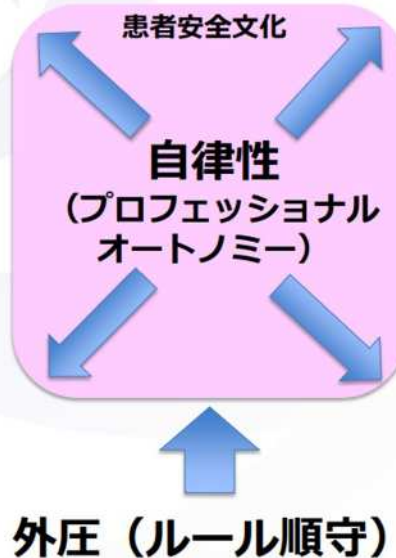
税・社会保障・災害等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

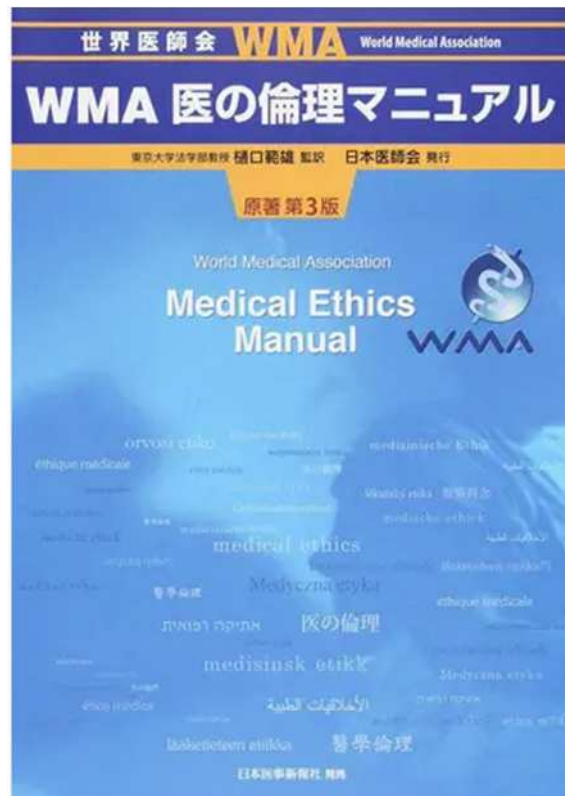
① 医師	⑫ 言語聴覚士	⑳ 介護福祉士
② 歯科医師	⑬ 臨床検査技師	㉑ 社会福祉士
③ 薬剤師	⑭ 臨床工学技士	㉒ 精神保健福祉士
④ 看護師	⑮ 診療放射線技師	㉓ 公認心理師
⑤ 准看護師	⑯ 歯科衛生士	㉔ 管理栄養士
⑥ 保健師	⑰ 歯科技工士	㉕ 栄養士
⑦ 助産師	⑱ あん摩マッサージ指圧師	㉖ 保育士
⑧ 理学療法士	㉒ はり師	㉗ 介護支援専門員
⑨ 作業療法士	㉓ きゅう師	㉘ 社会保険労務士
⑩ 視能訓練士	㉔ 柔道整復師	㉙ 税理士
⑪ 義肢装具士	㉕ 救急救命士	

医師資格証の外観



1. 医師資格証(名称)
2. 氏名/生年月日
3. 日医会員ID/医籍登録番号
※自治会館の方で「非会員」と印字されます。
4. 医師資格証の有効期限
※自治会館の方で有効期限は9年間です。
5. HPKIロゴ
※2017年1月発行日より印刷されます。
6. 医師資格証所持者の写真
※発行申請書に貼付した写真が印刷されます。
7. カードID
※医師資格証ごとに、一意のIDが付与されます。
8. 医師資格証の発行日
※申請日とは異なります。





④個人情報の商品化への危惧

